

イースプラント販売代理店のNLINKが行った電話勧誘において  
実施されたと認められた不適切な勧誘の主な事例

- 1 勧誘時には回線開通日までであれば本件サービスについて無償で申込みの取消しができる旨を伝えただけにもかかわらず、利用者が回線開通日の前に申込みの取消しを申し出た際に、違約金がかかるとの説明を行った。(法第27条の2第1号の規定への違反)

(確認された説明)

(勧誘時の説明)「訪問時にX社への事業者変更のお手伝いをさせていただきプロバイダの接続設定をしたらイースネットの契約開始となりますので、御認識お願いします。」「基本的に開通後のキャンセルは先ほどの違約金がかかりますので」

(回線開通前の利用者からの申込みの取消しの申出に対する説明)「(解約金いくらかかるんですかという問いかけに対し) 15000円です」

- 2 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービス(ISPサービス)を提供する電気通信事業者の名称を告げず、また、その電気通信サービスの勧誘である旨を適切に告げていなかった。(法第27条の2第2号の規定への違反)

(確認された説明)

「私株式会社NLINKの〇〇と申しまして、イースネットの販売代理店でございます」

「プロバイダーイースネットの御案内としてお電話させていただいておりましたが」「お使いの光回線を現状よりお安く御利用いただけるようであれば、是非この御連絡での御案内とさせていただきたいのですが、少々お時間いただいてもよろしいでしょうか」